

会員規約

この会員規約（以下、「本規約」といいます。）は USIC（以下、「当団体」といいます。）を運営するにあたり加盟大学及びその学生の利用条件を定めるものです。学生会員には、本規約の遵守をお願いします。

第1条（適用）

本規約は、学生と当団体との間の活動に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（利用登録）

- 登録希望者が当団体の定める方法によって参加登録を申請し、当団体がこれを承認することによって、参加登録が完了するものとします。
- 当団体は、参加登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、参加登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - （1）参加登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - （2）本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - （3）その他、当団体が参加登録を相当でないと判断した場合
 -

第3条（禁止事項）

会員学生は、USICの活動にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- （1）法令または公序良俗に違反する行為
- （2）犯罪行為に関連する行為
- （3）当団体の運営を妨害するおそれのある行為
- （4）他の会員学生に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- （5）他の会員学生に成りすます行為
- （6）当団体の活動に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為

- (7) その他, 当団体が不適切と判断する行為

第4条 (活動制限および登録抹消)

1. 当団体は, 以下の場合には, 会員に対して, 当団体における活動を制限し, 登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) その他, 当団体が会員の活動を適当でないと判断した場合
2. 当団体は, 本条に基づき当団体が行った行為により会員に生じた損害について, 一切の責任を負いません。

第5条 (会員規約の変更)

当団体は, 必要と判断した場合には, 会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第6条 (通知または連絡)

会員と当団体との間の通知または連絡は, 当団体の定める方法によって行うものとします。

第7条 (権利義務の譲渡の禁止)

会員は, 当団体の書面による事前の承諾なく, 利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し, または担保に供することはできません。

第8条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては, 日本法を準拠法とします。
2. 当団体の活動に関して紛争が生じた場合には, 当団体の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上